

債権者登録手続の見直し（押印廃止等）について（お知らせ）

請求書への押印廃止（省略）に伴い、債権者登録手続における使用印鑑の届出を廃止し、川西市の財務会計システムへの法人の代表者職名・氏名の登録を廃止します。ただし、債権者登録申請書には、これまでどおり代表者職名・氏名の記載が必要です。

また、債権者登録申請書の提出は、兵庫県電子申請共同運用システムへの入力・更新を基本とし、同システムへの入力等ができない場合は、債権者登録申請書を川西市会計課に電子メールにより送信してください。システムへの入力及びメール送信ができない場合は、同申請書を紙媒体で提出してください。

請求時には、請求書に債権者登録番号を記載するとともに、代表者の職名、氏名等が必要となりますのでご注意ください。

なお、兵庫県電子申請共同運用システム及び新様式による電子メールでの提出などは、令和3年11月8日受付分から適用します。これまでの様式（旧様式）に基づく申請の受付も当分の間行いますが、その際は、旧様式の所定事項について記載等をしていただきますようお願いいたします。

* 従来からの変更点などについて

（１）申請内容

請求書使用印鑑の届出を廃止し、様式（記載事項）変更を行っています。

債権者登録申請書（電子メール又は紙提出用様式）をご確認ください。

（２）川西市財務会計システムへの登録事項

法人の代表者職名・氏名の登録廃止以外、登録事項に変更はありません。なお、上記記載のとおり、債権者登録申請書には代表者職名・氏名は必要となります。

（３）変更申請が必要な場合

登録内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です。ただし、経理責任者氏名、担当者氏名、連絡先電話番号、電子メールについてのみの変更申請不要ですが、その他の項目に変更が生じた際には最新の情報に更新申請してください。

（４）新規登録及び口座情報の変更がある場合

新規申請時及び振込口座を変更する場合は、振込口座の「預金通帳の写し」など、口座番号等を確認できる書類の添付が必要です。

（５）兵庫県電子申請共同運用システムへの入力・更新による提出

これまでの紙ベースの情報を手入力していたものを効率化し、正確性の向上を図るため、兵庫県電子申請共同運用システムへの登録による提出を基本とします。

兵庫県電子申請共同運用システムのURLは川西市ホームページの会計課所管ページに記載しておりますのでご確認ください。

(6) 電子メールによる提出受付（兵庫県電子申請共同運用システムへ登録できない場合）
このお知らせに添付している債権者登録申請書（様式）を電子メールで送信してください。

電子メールで送信する場合は、ドキュメントファイルをPDF化（テキスト認識可能な状態）し、PDF形式でお願いします。改ざん等の防止のため、電子メール送信時には、適宜、パスワードの設定等を行ってください。

メール送信先(川西市会計課) : kawa0062@city.kawanishi.lg.jp

(7) 紙媒体による提出受付（兵庫県電子申請共同運用システムへ登録、電子メールによる提出ができない場合）

債権者登録申請書(様式)に必要な事項を記入のうえ、紙に印刷し、持参、郵送等により会計課又は担当課に提出してください。

(8) 登録通知の郵送は原則廃止し、電子メールにより送信します。

これまで新規登録時には、川西市で債権者番号を付与した後、郵送で通知していましたが、原則、兵庫県電子申請共同運用システムへ登録頂いたメールアドレス（債権者登録申請書（様式）の場合、経理責任者欄記載のメールアドレス）に送信します。

(9) 適用年月日 令和3年11月8日受付分から適用します。